

自家用自動車有償貸渡(レンタカー)事業者の許可取消し処分について

長崎運輸支局長は、道路運送法等に違反した次の自家用自動車有償貸渡(レンタカー)事業者の許可を取消しました。

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	処分内容	主な違反条項等	違反行為の概要
令和7年12月22日	有限会社エーシーエス (法人番号8310002007649) 代表者 水上貴洋 長崎県西彼杵郡時津町久留里郷 7番地5	許可の取消し	道路運送法第80条第1項 及び第86条第1項、 道路運送車両法第58条 第1項	事業者が当時運営していたガッツレンタカー熊本駅前店において、令和6年5月23日から令和7年5月22日までの一年間に、自動車検査証の有効期間が切れた状態で、31台の車両について、計232回の貸渡しを行ったことが認められた。